

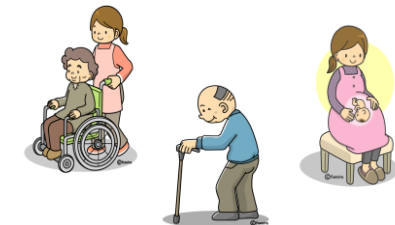
パーキングパーミット制度 (身体障がい者等用駐車場利用証制度)

パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障害者等用駐車場（車椅子マークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障害者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

★利用証



車外から確認できるよう、ルームミラー等に吊り下げてご利用ください。



★駐車場案内表示



このようなポスター・ステッカー・コーン等



■ 交付対象者と有効期間

次の表に該当する方が対象です。

交付対象者（※歩行が困難な方）			有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	5年間	
	聴覚障害	聴覚障害		3級以上
		平衡機能障害		5級以上
	音声言語機能障害	該当なし		
	肢体不自由	上肢		4級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
		移動機能		6級以上
	心臓機能障害	4級以上		
	じん臓機能障害	4級以上		
	呼吸器機能障害	4級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害	4級以上		
	小腸機能障害	4級以上		
肝臓機能障害	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上			
知的障害者	重度A			
精神障害者	1級			
高齢者	要介護度1以上			
難病患者（特定疾患医療受給者）				
その他（障がいの特性により特に配慮が必要と認められる者）				
一時的に歩行が困難	妊産婦の方 けがをされている方	産前7カ月～産後1年間 車椅子・杖などの使用期間		

■利用できる場所

公共施設、ショッピングセンターや病院など、パーキングパーミット制度にご協力をいただける施設（駐車場にステッカーや看板などの案内表示があります）で利用できます。
 詳しい施設名は、県のホームページなどでお知らせしています。

■申請先

県障がい福祉課、県地方局・支局、各市町等の窓口で申請できます。
 また、県障がい福祉課では、郵送、FAX又はEメールでも申請を受け付けます。交付手数料は、無料です。

【申請・交付窓口〔県〕】 <<受付時間 平日8:30~17:00>> ※原則として即日交付します。

	事務所名	郵便番号	所在地	TEL
中予	愛媛県 障がい福祉課	790-8570	松山市一番町4丁目4-2	089-912-2423
	県中予地方局 地域福祉課	790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8756
	福祉総合支援センター	790-0811	松山市本町7丁目2番地	089-924-1216
	県立子ども療育センター	791-0212	東温市田窪2135番地	089-955-5533

【申請・交付窓口〔市〕】 <<受付時間 平日8:30~17:15>>

	課名	郵便番号	所在地	TEL
松山市	障がい福祉課	790-8571	二番町四丁目7-2 別館1階	089-948-6353
	保健予防課	790-0813	萱町六丁目30-5 松山市保健所1階	089-911-1856
	福祉届出コーナー	790-8571	二番町四丁目7-2 本館1階	
	すくすく・サポート市役所	790-8571	二番町四丁目7-2 本館1階	089-948-6343

■申請方法

① 申請窓口での申請

交付申請書に証明書類を添えて、窓口にご提出ください。
 ※確認書類は、窓口での確認後、お返しします。
 ※代理申請の場合は、代理の方の身分証明書（運転免許証等）が追加が必要です。

② 郵送、FAX又はEメールでの申請

交付申請書に証明書類の写しを添えて、県障がい福祉課までお送りください。
 ※有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けたい方は、申請書を有効期間満了日までに提出してください。

■申請に必要なもの

- ① 交付申請書 ※各窓口にあります。県HPからもダウンロードできます。
- ② 証明書類 ※申請窓口では提示、郵送等の場合は写しを添付してください。
 - 身体障がいのある方 身体障害者手帳
 - 知的障がいのある方 療育手帳
 - 精神障がいのある方 精神障害者保健福祉手帳
 - 高齢の方 介護保険被保険者証
 - 難病の方 特定疾患（指定難病）医療受給者証または特定疾患医療受給者証
 - 交付基準に該当しない方で、障がいの特性により特に配慮が必要と認められる者 障がいを証明するもの（障害者手帳等）
 - 妊産婦の方 ※併せて配慮が必要かどうかの確認をさせていただきます。 母子健康手帳
 - けがで歩行困難な方 身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）

■利用証をご利用される方へのお願い

パーキングパーミット駐車場には、車いすの乗降のために幅が広がっている駐車場と通常の幅の駐車場があります。車いすを使用されている方が幅が広い駐車場を利用できるようご配慮をお願いいたします。

- お問い合わせ先 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 障がい政策係
 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 TEL 089-912-2422 FAX 089-931-8187
 E-mail syougaihukus@pref.ehime.jp

